

山口労発基 0520 第 2 号
令和 4 年 5 月 20 日

関係団体の長 殿

山口労働局長
(公印省略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

日頃から労働安全衛生行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
今般、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下、「安衛則」という。）第 48 条に規定される有害な業務に従事する労働者に対する歯科医師による健康診断について、令和元年度に一部地域で実施した自主点検の結果により、常時使用する労働者が 50 人未満の事業場において、法定の歯科健康診断の実施率が非常に低いことが判明したことを受け、歯科健康診断の実施状況を正確に把握し、その実施率の向上を図るため、安衛則第 52 条等について、下記のとおり所要の改正が行われましたので、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対する周知方御協力をお願いいたします。

記

1 改正の内容

(1) 有害な業務（※）に従事する労働者に対して歯科健康診断を実施する義務のある事業者について、その使用する労働者の人数にかかわらず、安衛則第 48 条の歯科健康診断（定期的のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、歯科健康診断の結果の報告を所轄労働基準監督署長に行わなければならないこととしたこと。

※ 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 22 条第 3 項において、「塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗（ふつ）化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務」と規定されている。

(2) 現行の定期健康診断結果報告書（様式第 6 号）から、歯科健康診断に係る記載欄を削除することとし、歯科健康診断に係る報告書として、「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（様式第 6 号の 2）」を新たに作成したこと。当該報告書について、様式第 6 号により報告を求めていた事項に加え、法定の歯科健康診断の対象労働者が従事する有害な業務の具体的内容を把握するため、様式第 6 号には記載欄がなかった歯科健康診断に係る有害な業務の内容等の記載欄を追加したこと。



(3) その他所要の改正を行ったものであること。

2 施行期日等

(1) 施行期日

改正省令は、令和4年10月1日より施行することとしたこと。

(2) 経過措置

改正省令の施行の際、現に提出されている改正省令による改正前の安衛則（以下「旧安衛則」という。）様式第6号の報告書（安衛則第48条の健康診断（定期のものに限る。）に係るものに限る。）は、改正省令による改正後の安衛則様式第6号の2の報告書とみなすとともに、改正省令の施行の際、現にある旧安衛則に定める報告書の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとしたこと。

また、改正省令の施行の前に行われた安衛則第48条の健康診断（定期のものに限る。）に係る同令第52条の規定の適用については、なお従前の例によることとしたこと。

